

公益通報及び公益通報者保護制度

1 必要性等

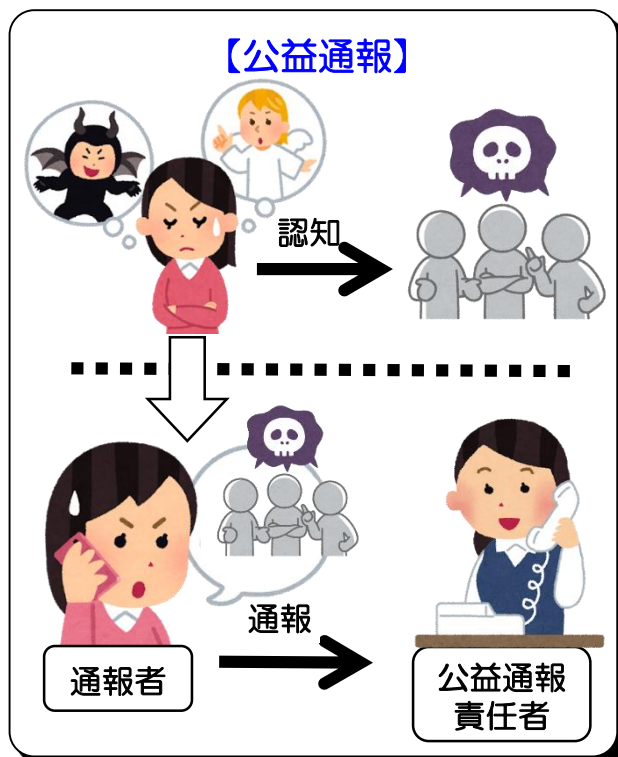
(1) 公益通報とは、防衛省・自衛隊の隊員等が防衛省・自衛隊又は隊員等の法令違反行為等について、**通報窓口**に**通報**することです。

通報に適切に対応することで、リスクを早期に把握し、自浄作用を働かせることができ、国民の信頼を損なう事態の未然防止又は影響極限を図ることが可能となります。

個人が世界に情報発信できる手段を得た今、関係者の間で内密に済ませられる時代ではなくなりました。外部に通報されてメディアに取り上げられるまで手を打たなかったとなれば、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼は大きく低下しかねません。通報を受けた場合は潔く覚悟を決めて向き合い、適切に事態を収拾することが必要です。

(2) 公益通報者保護制度とは、公益通報を行ったことを理由として、**通報者が不利益な取扱いを受けることのないよう保護する制度**です。

法令等により、不適切な人事異動や懲戒処分等を行うことを禁止するとともに、防衛省・自衛隊においては、通報者へのフォローアップも継続して行われるようになっていきます。公益通報制度が適正に機能するために、通報者をしっかりと保護することが必要です。



2 公益通報のポイント

(1) 誰が通報するのか

- ア 防衛省・自衛隊の隊員
- イ 防衛省・自衛隊に労務を提供している労働者等

(2) 何を通報するのか

法令違反行為（法令違反行為及びそのおそれがある場合を含む）が通報の対象となります。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的のものは除かれます。（防衛省では公益通報者保護法上の通報対象事実に限定していません。）

(3) どこへ通報するのか

- ア 内部窓口
各機関等の総務担当部署等が指定されています。
- イ 部外の弁護士による窓口（ヘルプライン窓口）
防衛省ホームページ等からアクセスできます。

また、ヘルプライン窓口を通して通報した場合は、通報者の承諾がない限り、ヘルプライン窓口から防衛省本省及び防衛装備庁には匿名で連絡されます。

(4) どのように通報するのか

公益通報書（防衛省ホームページにも掲載）の提出（直接持参、郵送、電子メール）により通報します。

なお、匿名による通報は、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示して行われるものに限り、公益通報として受け付けします。

(5) 通報後はどうなるのか

ア 記入漏れや誤記入等を確認後に受け付け、次の場合を除いて受理されます。

- 公益通報内容が通報対象事実にあたりないことが受付時に明白な場合
- 公益通報内容が著しく不分明な場合
- 公益通報内容が虚偽であることが明白な場合
- その他公益通報としての形式及び実質を備えていない場合

イ 調査の必要性を検討した上で、調査の必要性が認められない場合又は調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合を除き、調査を開始します。調査の進捗状況については適宜に、調査結果については、遅滞なく通報者に通知されます。

(6) 通報により不利益を被らないか

通報者に対する不利益な取扱いは禁止されています。
また、必要なフォローアップが行われます。